用語の解説

本書に掲載されている統計表の用語について章ごとに集約
章内の用語については、統計表の順に掲載しています。用語の後に＜　＞を付し、当該用語が用いられている統計又は出典を示しています。

第１章 国土・気象

面積　＜全国都道府県市区町村別面積調＞

基準日時点の電子国土基本図（地図情報）における海岸線と市区町村等の境界で囲まれた地域を対象に測定している。電子国土基本図（地図情報）における海岸線は、満潮時の水涯線を表し、河川及び湖沼は陸域に含めている。河川の河口については、海岸線の自然な形状に従って河口両岸の先端を結んで陸海の境としている。

一級河川　＜河川関係情報・データ＞

昭和 40 年に施行された河川法によって、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定されたものを「一級水系」と呼んでいる。一級水系に係る河川のうち河川法による管理を行う必要があり、国土交通大臣が指定（区間を限定）した河川

第２章 人口・世帯

一般世帯　＜国勢調査＞

住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者、これらの世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借り・下宿などの単身者及び会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯　＜国勢調査＞

（１） 寮・寄宿舎の学生・生徒、（２）病院・療養所の入院者、（３）社会施設の入所者、（４）自衛隊営舎内居住者、（５）矯正施設の入所者、（６）その他（定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠を有しない船舶乗組員など）

昼間人口　＜国勢調査＞

当該地域の夜間人口から、他の地域へ通勤・通学している者を減じ、他の地域から通勤・通学に来ている者を加えた人口

昼夜間人口比率　＜国勢調査＞

夜間人口 100 人当たりの昼間人口の比率

在留外国人　＜在留外国人統計＞

出入国管理及び難民認定法上の在留資格をもって我が国に在留する外国人のうち、中長期在留者及び特別永住者

乳児死亡　＜人口動態調査＞

生後１年未満の死亡をいう。

死産　＜人口動態調査＞

妊娠満 12 週（妊娠第４月）以後の死児の出産をいう。死児とは、出産後において心臓はく動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。

標準化人口動態率　＜人口問題研究＞

ある年次における出生数（死亡数）をその年次を代表する人口で除した値を、普通出生率（死亡率）というが、異なった年次の普通出生率（死亡率）を比較しようとするとき、その率算定の分母となる人口の構造は、年次によって異なる。そこで、国立社会保障・人口問題研究所では、昭和５年の全国人口を標準人口とし、毎年、分母人口の年齢構造や配偶関係構造の相違によって受ける影響を除く標準化という操作によって得られた日本人人口の標準化人口動態率（標準化出生率及び標準化死亡率）を算定している。

標準化出生率　＜人口問題研究＞

いくつかの人口についての出生率を比較するとき、それぞれの人口について、女性の年齢別特殊出生率を求める。一方、標準とすべき人口を定め、その女性の年齢別人口に、それぞれの人口の女性の年齢別特殊出生率を適用することによって、標準人口によって生ずると期待される出生数を求め、標準人口の大きさに対する期待出生数の比率を算出したものを、標準化出生率という。

標準化死亡率　＜人口問題研究＞

年齢別特殊死亡率を男女別に算出し、それを男女別年齢構造に適用して求めたもの

合計特殊出生率　＜人口問題研究＞

ある年の人口について、再生産年齢（ここでは 15～49 歳をいう。）にある女性の年齢別出生率を算出し、それら各年齢の出生率を合計したものである。この指標は、算定された年齢別出生率に基づいて、一人の女性が再生産年齢を経過する間に子供を生んだと仮定した場合の平均出生児数である。

総再生産率　＜人口問題研究＞

合計特殊出生率は男女児を両方含んでいるが、女児だけについて求めた同様の指標

純再生産率　＜人口問題研究＞

総再生産率の出生女児について、さらに各年次の死亡率を勘案し、生命表の静止人口によって生き残って次の世代に母となるべき女児の数を示す指標

平均余命（$e^{o}x$）　＜生命表＞

x 歳における生存数 lx について、これらの者が x 歳以降に生存する年数の平均を x 歳における平均余命といい、これを $e^{o}x$ で表す。

死亡率（nqx）　＜生命表＞

ちょうど x 歳に達した者が $x+n$ 歳に達しないで死亡する確率を x 歳以上 $x+n$ 歳未満における死亡率といい、これを nqx で表す。特に $1qx$ を x 歳の死亡率といい、これを qx で表す。

生存数（lx）　＜生命表＞

生命表上で一定の出生者 lo 人（生命表、簡易生命表では、10 万人）が、上記の死亡率に従って死亡減少していくと考えた場合、x 歳に達するまで生きると期待される者の数を x 歳における生存数といい、これを lx で表す。

都道府県内移動者数　＜住民基本台帳人口移動報告＞

都道府県の区域内で、市区町村の境界を越えて住所を移した者の数

転入超過数　＜住民基本台帳人口移動報告＞

市区町村又は都道府県の転入者数から転出者数を差し引いた数。なお、転入超過数がマイナス（－）の場合は、転出超過を示す。

第３章 国民経済計算

国内総生産（GDP）　＜国民経済計算＞

国内で一定期間内に生産されたモノやサービスの付加価値の合計額。外国企業の在日子会社が国内領土において生産したモノやサービスの付加価値は含むが、日本企業が海外支店等で生産したモノやサービスの付加価値は含まない。概念的に、生産面、支出面及び分配面の三つの側面が存在する。これら三つの側面の GDP は概念的には一致するものであり、「三面等価」と呼ばれるが、実際には、それぞれの推計手法等の違いから、必ずしも一致するものではない。

生産面の GDP

国内におけるモノやサービスの産出額の合計から、産出のために使用した原材料等の中間投入を差し引いたもの
生産面の GDP＝産出額－中間投入

支出面の GDP

産出されたモノやサービスが、どのような形で最終的に使用（在庫品の変動を含む。）されたのかを見たもの
支出面の GDP＝最終消費支出＋総資本形成＋輸出－輸入

分配面の GDP

付加価値が生産活動への貢献に応じて、どのように所得として分配されたかを見たもの
分配面の GDP＝雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税－補助金＋営業余剰・混合所得（純）

国民総所得（GNI）　＜国民経済計算＞

各制度部門が生産過程へ参加した結果として受け取る所得（雇用者報酬、営業余剰・混合所得及び生産・輸入品に課される税（控除）補助金）と、生産のために必要な資産の貸借により発生する財産所得の受払からなる「第１次所得バランス（総）」（固定資本減耗を含む。）を居住者全体に合計したものである。実際の推計上は、名目国民総所得は、支出側から計測される名目国内総生産に、海外からの所得（雇用者報酬及び財産所得）の受取を加え、海外への所得の支払を控除したものとして計算される。一方、実質国民総所得は、実質国内総所得に、海外からの所得の純受取の実質値を加算したものとして計算される。ここで、実質国内総所得は、支出面から推計される実質国内総生産に交易利得・損失を加えたものに等しい。なお、海外からの所得の実質化は国内需要デフレーターにより行う。

名目値　＜国民経済計算＞

実際に市場で取引されている価格に基づいて推計された値

実質値　＜国民経済計算＞

ある年（参照年）からの物価の上昇・下落分を取り除いた値

デフレーター　＜国民経済計算＞

名目値から実質値を算出するために用いられる価格指数

国民所得（NI）　＜国民経済計算＞

雇用者報酬、財産所得及び企業所得の合計額は、要素費用表示の国民所得として示される。国民所得（要素費用表示）に、一般政府の所得支出勘定における「生産・輸入品に課される税」、「補助金（控除）」を加えることにより、市場価格ベースに転換され、市場価格表示の国民所得が示される。これは、一般には、国民純所得（NNI）と呼ばれる測度と概念的に一致する。

市場価格表示　＜国民経済計算＞

市場で取引される価格による評価方法であり、消費税等の生産・輸入品に課される税及び補助金（控除）を含んだ価格表示のことである。一般に市場価格表示では二つの評価方法が採られており、一つは生産者価格表示、他方は購入者価格表示による方法である。

生産者価格表示　＜国民経済計算＞

生産物を生産者の事業所における価格で評価しようとするものである。したがって、商品が需要者に至るまでの運賃や商業マージンは全て運輸業や商業の生産とされ、個々の商品には加算されない。生産者価格表示は産業連関表において用いられている。

購入者価格表示　＜国民経済計算＞

購入段階における市場価格で評価したものであり、個々の商品価格は運賃や商業マージンが含まれたものである。したがって、主として需要分析のための評価法である。

要素費用表示　＜国民経済計算＞

各商品の生産のために必要とされる生産要素に対して支払われた費用（雇用者報酬、営業余剰・混合所得及び固定資本減耗）による評価方法であり、生産・輸入品に課される税及び補助金（控除）を含まない価格表示のことである。

第４章 通貨・資金循環

マネタリーベース　＜日本銀行統計（日本銀行関連統計）＞

日本銀行が世の中に直接的に供給するお金。具体的には、市中に出回っているお金である流通現金（日本銀行券発行高＋貨幣流通高）と日本銀行当座預金（日銀当座預金）の合計値

金融機関　＜日本銀行統計（資金循環統計）＞

中央銀行、預金取扱機関、証券投資信託、保険・年金基金、その他金融仲介機関、非仲介型金融機関、公的専属金融機関の合算値

非金融法人企業　＜日本銀行統計（資金循環統計）＞

民間非金融法人企業、公的非金融法人企業の合算値

一般政府　＜日本銀行統計（資金循環統計）＞

中央政府、地方公共団体、社会保障基金の合算値

家計　＜日本銀行統計（資金循環統計）＞

金融機関の財務諸表、預金統計（「預金者別預金」等）、貸出統計（「貸出先別貸出金」等）、債券市場・株式市場に関する統計を主な基礎データとして推計している。

対家計民間非営利団体　＜日本銀行統計（資金循環統計）＞

金融機関の財務諸表、預金統計（「預金者別預金」等）、貸出統計（「貸出先別貸出金」等）、債券市場・株式市場に関する統計、内閣府の「民間非営利団体実態調査」、日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」を主たる基礎データとして推計している。

海外　＜日本銀行統計（資金循環統計）＞

「国際収支統計」、「対外資産負債残高統計」、「対外債務統計」を主な基礎データとしつつ、一部の項目についてはその他の基礎データを組み合わせて推計している。

第５章 財政

財政

国民が健康で豊かな生活を送るために、国や地方公共団体が様々な公共施設や公的サービスを提供していく必要がある。そのために税金などのお金を集めて管理し、必要なお金を支払っていく活動のこと。

一般会計　＜財政統計／予算書・決算書の情報＞

租税などの収入を財源として、社会保障関係費、防衛関係費、公共事業関係費などの国の基本的・一般的な支出を経理する会計

特別会計　＜財政統計／予算書・決算書の情報＞

一般会計と区分して経理する特別の会計であり、特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合などに限って設置される会計

補正予算　＜財政統計／予算書・決算書の情報＞

予算作成後の事情の変更によって、その予算に不足を生じた場合、また予算の内容を変える必要が生じた場合に、出来上がった予算を変更する予算

予備費　＜財政統計／予算書・決算書の情報＞

予見し難い予算の不足に充てるための経費で、予算成立後において歳出に計上された既定経費に不足が生じる又は新規に経費が必要となった場合、その不足に充てるため、内閣の責任において支出できるもの

租税

国及び地方公共団体が、公共サービスを提供するための資金を得る目的で、法律の定めに基づいて国民から徴収するもので、課税の主体によって国税と地方税に分けられる。

国税

国に納める税金（法人税や所得税、消費税、酒税、たばこ税など）

直接税

納税者と税負担者が同一の租税（所得税、法人税、住民税など）

間接税

納税者と税負担者が別々の租税（消費税、酒税、たばこ税など）

法人税　＜国税庁統計年報＞

会社の所得に対してかかる税金

相続税　＜国税庁統計年報＞

相続又は遺贈により財産を取得した個人に対して、その財産の取得時における時価を課税価格として課税される税

贈与税　＜国税庁統計年報＞

個人から贈与により財産を取得した個人に対して、その財産の取得の時における時価を課税価格として課される税で、相続税の補完税としての性格を持っている。

国債　＜国債統計年報＞

国の使うお金が税金の収入では足りないときに、国が借金をするために発行する券。これは将来、一定の金額（利子）を上乗せして国が買い取ることを約束している。

財政投融資　＜予算及び財政投融資計画の説明＞

税負担によることなく、国債の一種である財投債の発行などにより調達した資金を財源として、政策的な必要性があるものの民間では対応が困難な長期・低利の資金供給や大規模・超長期プロジェクトの実施を可能とするための投融資活動

国有財産　＜財政金融統計月報＞

国有財産法に規定されている財産であって、国有財産台帳に記録されているもの。国有財産は、原則として国有財産台帳に記録されるが、（１） 公共用財産のうち、公園、広場として公共の用に供し、又は供するものと決定したもの以外の道路、河川、海浜地等、（２）一般会計に属する普通財産のうち、都道府県道又は市町村道の用に供するため貸し付けたものは、例外として国有財産台帳への記録を除外している。国有財産台帳への新規登録価格は、原則として取得価格によるが、この台帳価格については、その後の価格変動等に伴う修正を行うため、毎年度価格改定を行うこととしている。

地方税　＜地方財政計画／地方財政統計年報＞

地方公共団体（都道府県や市区町村）に納める税金。地方税には、住民税（道府県民税と市町村民税）や自動車税などがある。

生活基盤投資　＜行政投資実績（都道府県別行政投資実績）＞

市町村道、街路、都市計画、住宅、環境衛生、厚生福祉（病院、介護サービス、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療事業及び公立大学附属病院の各事業を含む。）、文教施設、水道及び下水道の各投資のこと。

産業基盤投資　＜行政投資実績（都道府県別行政投資実績）＞

国県道、港湾（港湾整備事業を含む。）、空港及び工業用水の各投資のこと。

財政力指数　＜地方公共団体の主要財政指標一覧＞

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去３年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

将来負担比率　＜地方公共団体の主要財政指標一覧＞

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標

第６章 貿易・国際収支・国際協力

貿易指数　＜貿易統計＞

基準年の輸出入の金額、価格、数量をそれぞれ 100 とした場合における、ある時点の輸出入の金額、価格、数量を示したもの。現行指数の基準時は令和２年である。指数の算出方法は、金額指数は比較時の輸出入額を基準年の輸出入額で除すことにより輸出入額の変化を算出しており、価格指数はフィッシャー式を用いて価格（単価）の変化を算出している。また、数量指数は、金額指数を価格指数で除すことにより、数量の変化を算出している。

経常収支　＜国際収支状況（国際収支統計）＞

貿易・サービス収支、第一次所得収支、第二次所得収支の合計。金融収支に計上される取引以外の、居住者・非居住者間で債権・債務の移動を伴う全ての取引の収支状況

貿易・サービス収支

貿易収支及びサービス収支の合計。実体取引に伴う収支状況
（１）貿易収支　財貨（物）の輸出入の収支を示し、国内居住者と外国人（非居住者）との間のモノ（財貨）の取引（輸出入）を計上する
（２）サービス収支　輸送、旅行、金融、知的財産権等使用料等のサービス取引の収支

第一次所得収支

対外金融債権・債務から生じる利子・配当金等の収支状況

第二次所得収支

居住者と非居住者との間の対価を伴わない資産の提供に係る収支状況。官民の無償資金協力、寄付、贈与の受払等を計上する。

資本移転等収支　＜国際収支状況（国際収支統計）＞

対価の受領を伴わない固定資産の提供、債務免除のほか、非生産・非金融資産の取得処分等の収支状況

金融収支　＜国際収支状況（国際収支統計）＞

直接投資、証券投資、金融派生商品、その他投資及び外貨準備の合計。金融資産にかかる居住者と非居住者間の債権・債務の移動を伴う取引の収支状況

IMF リザーブポジション　＜外貨準備等の状況＞

加盟国が引出可能であるリザーブトランシュと、IMF（国際通貨基金）が随時返済を保証した借入協定に基づく対 IMF 貸付債権。リザーブトランシュとは、加盟国の出資割当額のうち自国通貨以外の通貨により構成される部分で、加盟国はこの範囲内で他国通貨を引き出すことができる。リザーブトランシュの引出は加盟国が自由に行うことができ、手数料や買戻しの義務も課せられないことから、「通貨当局が制約なしに使用することができる準備資産」として外貨準備に該当する。

SDR　＜外貨準備等の状況＞

金や外貨を補う国際的準備資産として IMF（国際通貨基金）が創設したもので、IMF 加盟国のうち SDR 会計参加国に対して、それぞれの出資割当額に比例して計画的に配分されている。各国は、国際収支が悪化した場合に SDR と引換えに他国から外貨を入手することができるほか、取引や決済に直接使用することもできる。

政府開発援助（ODA）　＜開発協力白書＞

政府又は政府の実施機関によって開発途上国又は国際機関に供与され、開発途上国の経済・社会発展や福祉向上に寄与することを主たる目的とした、譲許性の高い資金の流れ

その他政府資金（OOF）　＜開発協力白書＞

公的資金のうち ODA に該当しない資金の流れ。公的輸出信用、直接投資金融のほか、政府又は中央銀行による開発金融機関の発行する証券の取得等が含まれる。

民間資金（PF）　＜開発協力白書＞

民間取引による資金の流れ。輸出信用、直接投資、銀行貸付け等が含まれる。

第７章 企業活動

事業所　＜経済センサス‐活動調査／経済構造実態調査＞

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているもの
（１）一定の場所（１区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること
（２）従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること

企業等　＜経済センサス‐活動調査＞

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業等となる。具体的には、会社企業、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等としている。

会社企業　＜経済センサス‐活動調査＞

経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業としている。

従業者　＜経済センサス‐活動調査＞

調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

売上（収入）金額　＜経済センサス‐活動調査＞

原則として調査前年の１年間の商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高など。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、「金融業、保険業」の企業等、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としている。

売上（収入）金額　＜経済構造実態調査＞

商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高など。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、会社以外の法人は経常収益としている。

受取手形、売掛金　＜法人企業統計調査＞

貸倒引当金を控除したもの。なお、割引に付した手形、裏書譲渡した手形は含まれていない。

役員（従業員）給与　＜法人企業統計調査＞

それぞれの人員に対して当期中に支払うべき総額であり、売上原価及び販売費・一般管理費に含まれるものの合計額

福利厚生費　＜法人企業統計調査＞

法定福利費、厚生費、福利施設負担額、退職給与引当金額等、給与以外で人件費とみなされるものの総額

従業者　＜個人企業経済調査＞

事業主、事業主の家族で無給の人（事業主の家族で、賃金や給与を受けずに、常時従事して居る人）及び雇用者（常用雇用者、臨時雇用者。事業主の家族であっても実際に雇用者並の賃金や給与を受けて働いている人も含まれる。）

倒産　＜全国企業倒産集計＞

企業経営が行き詰まり、弁済しなければならない債務が弁済できなくなった状態を指し、次のいずれかに該当する場合をいう。

（1）銀行取引停止処分を受ける
（2）内整理する（代表が倒産を認めた時）
（3）裁判所に会社更生手続開始を申請する
（4）裁判所に民事再生手続開始を申請する
（5）裁判所に破産手続開始を申請する
（6）裁判所に特別清算開始を申請する
（3）～（6）については、第三者（債権者）による申立ての場合、手続開始決定を受けた時点で倒産となる。

子会社　＜経済産業省企業活動基本調査＞

ある会社が 50%超の議決権を所有する当該会社。なお、その子会社又はその親会社とその子会社合計で 50%超の議決権を所有する当該会社（みなし子会社）及び 50%以下であっても経営を実質的に支配している場合を含む。

関連会社　＜経済産業省企業活動基本調査＞

ある会社が 20%以上 50%以下の議決権を所有する当該会社。また、15%以上議決権を所有していること等により、重要な影響を与えることができる会社を含む。

第８章 農林水産業

農業経営体　＜農林業センサス＞

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者

（1）経営耕地面積が 30 アール以上の規模の農業
（2）農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農業経営体の基準以上の規模の農業
　ア　露地野菜作付面積 15 アール　イ　施設野菜栽培面積 350 平方メートル　ウ　果樹栽培面積 10 アール
　エ　露地花き栽培面積 10 アール　オ　施設花き栽培面積 250 平方メートル　カ　搾乳牛飼養頭数１頭
　キ　肥育牛飼養頭数１頭　ク　豚飼養頭数 15 頭　ケ　採卵鶏飼養羽数 150 羽
　コ　ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽
　サ　その他調査期日前１年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模
（3）農作業の受託の事業

個人経営体　＜農林業センサス＞

個人（世帯）で事業を行う経営体。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

農業所得主経営体　＜農林業センサス＞

世帯所得の 50%以上が農業所得である個人経営体

農外所得主経営体　＜農林業センサス＞

世帯所得の 50%未満が農業所得である個人経営体

主業経営体　＜農林業センサス＞

農業所得が主（世帯所得の 50%以上が農業所得）で、調査期日前１年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる個人経営体

準主業経営体　＜農林業センサス＞

農外所得が主（世帯所得の 50%未満が農業所得）で、調査期日前１年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる個人経営体

副業的経営体　＜農林業センサス＞

調査期日前１年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいない個人経営体

農業従事者　＜農業構造動態調査＞

15 歳以上の世帯員のうち、調査期日前１年間に自営農業に従事した者

基幹的農業従事者　＜農業構造動態調査＞

15 歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

販売農家　＜農林業センサス＞

経営耕地面積が 30 アール以上又は調査期日前１年間の農産物販売金額が 50 万円以上の農家

自給的農家　＜農林業センサス＞

経営耕地面積が 30 アール未満かつ調査期日前１年間における農産物販売金額が 50 万円未満の農家

耕地　＜作物統計調査（面積調査）＞

農作物の栽培を目的とする土地で、けい畔を含む。

本地　＜作物統計調査（面積調査）＞

直接農作物の栽培に供される土地で、耕地からけい畔を除いた耕地

けい畔　＜作物統計調査（面積調査）＞

耕地の一部にあって、主として本地の維持に必要なもの。いわゆる畦（あぜ）のことで、田の場合はたん水設備となる。

作付面積（水陸稲、麦類、大豆、そば、かんしょ、飼料作物、工芸農作物）　＜作物統計調査（作況調査）＞

は種又は植付けをしてからおおむね１年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物（水稲、麦等）を作付けしている面積。けい畔に作物を栽培している場合は、その利用部分を見積もり、作付面積として計上する。

収穫量（水陸稲、麦類、大豆、そば、かんしょ、飼料作物、工芸農作物）　＜作物統計調査（作況調査）＞

収穫し、収納（収穫後、保存又は販売できる状態にして収納舎等に入れることをいう。）がされた一定の基準（品質・規格）以上のものの量

結果樹面積　＜作物統計調査（作況調査）＞

栽培面積のうち、生産者が当該年産の果実を収穫するために結果させた面積

収穫量（果樹）　＜作物統計調査（作況調査）＞

収穫したもののうち、生食用又は加工用として流通する基準を満たすものの重量

作付面積（野菜）　＜作物統計調査（作況調査）＞

は種又は植付けをしたもののうち、発芽又は定着した延べ面積。また、温室・ハウス等の施設に作付けされている場合の作付面積は、作物の栽培に直接必要な土地を含めた利用面積としている。したがって、温室・ハウス等の施設間の通路等は施設の管理に必要な土地であり、作物の栽培には直接的に必要な土地とみなされないことから作付面積には含めていない。

収穫量（野菜）　＜作物統計調査（作況調査）＞

収穫したもののうち、生食用又は加工用として流通する基準を満たすものの重量。また、収穫量の計量形態は、出荷の関連から出荷形態による重量とした。例えば、だいこんの出荷形態が葉付きの場合は、収穫量も葉付きで、えだまめの出荷形態が枝付きの場合は、収穫量も枝付きで計上した。

作付面積（花き）　＜作物統計調査（作況調査）＞

販売を意図して、花き栽培のために利用することを目的に作付けした面積。したがって、自家用として庭園等に栽培したもの及び公園などで観賞用に植え付けられているものの面積は除く。

出荷量　＜作物統計調査（作況調査）＞

収穫された花きのうち販売に供されたものの量

ブロイラー　＜畜産統計調査＞

当初から食用に供する目的で飼養し、ふ化後３か月未満で肉用として出荷した鶏。肉用種、卵用種は問わない。

乳用牛　＜畜産統計＞

搾乳を目的として飼養している牛及び将来搾乳牛に仕立てる目的で飼養している子牛。乳用牛、肉用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によることとし、めすの未経産牛を肉用目的に肥育しているものは肉用牛とする。ただし、搾乳の経験のある牛を肉用に肥育（例えば廃牛の肥育）中のものは肉用牛とせず乳用牛とする。

肉用牛　＜畜産統計＞

肉用を目的として飼養している牛。肉用牛、乳用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によることとし、乳用種のおす及びめすの未経産牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とする。ただし、乳用牛の廃牛を肥育しても肉用牛には含めない。

枝肉　＜畜産物流調査＞

と畜場において、肉畜を食用に供する目的でと畜し、放血して、はく皮又ははく毛し、内臓を摘出した骨付きの肉

単位農協　＜農業協同組合等現在数統計＞

主として 15 人以上の農業者を組合員として構成されているもの

連合会　＜農業協同組合等現在数統計＞

主として２以上の組合を会員として構成されているもの

総合農協　＜農業協同組合等現在数統計＞

信用事業を行う農業協同組合

林業経営体　＜農林業センサス＞

林産物の生産を行うか又は委託を受けて林業作業を行い、生産又は作業に係る面積が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者

（1）権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林の面積が３ヘクタール以上の規模の林業
（2）委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業

森林面積　＜農林業センサス＞

森林面積は、次に掲げる基準の森林の面積をいう。
（1）木材が集団的に生育している土地及びその土地の上にある立木竹並びに木竹の集団的な生育に供される土地
（2）保安林や保安施設地区等の森林の施業に制限が加えられているものも含む
（3）国有林野の林地以外の土地（雑地（崩壊地、岩石地、草生地、高山帯など）、附帯地（苗畑敷、林道敷、作業道敷、レクリエーション施設敷など））及び貸地（道路用地、電気事業用地、採草放牧地など）は除く

現況森林面積　＜農林業センサス＞

調査日現在の森林面積で、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画樹立時の森林計画を基準とし、計画樹立時以降の森林の移動面積を加減し、これに森林計画以外の森林面積を加えた面積

無立木地　＜森林資源現況調査＞

立木及び竹の樹冠の占有面積歩合の合計が 0.3 未満の林分

５条森林　＜森林資源現況調査＞

森林法第５条第１項に基づく地域森林計画の対象となっている森林

合板　＜木材統計調査＞

単板（心板にあっては小角材を含む。）を３枚以上を主としてその繊維方向を互いにほぼ直角にして、接着したもの

特用林産物　＜特用林産物生産統計調査＞

一般に用いられる木材を除き、森林原野を起源とする生産物の総称であり、代表的なものとしては、しいたけ、えのきたけ、ぶなしめじ等のきのこ類、樹実類（じゅじつるい）、山菜類、木炭、薪、うるし、木ろう、竹材、桐材等がある。

燃料材　＜木材需給表＞

木炭、薪、燃料用チップ及びペレット

木材生産　＜林業算出額＞

伐木から用材（製材や木材チップ用等）に供される素材を生産することをいい、パルプ工場へ入荷されるパルプ用素材を含む。

海面漁業　＜漁業センサス＞

海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業

漁業経営体　＜漁業センサス＞

調査期日前１年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所等。ただし、調査期日前１年間における自営漁業の海上作業従事日数が 30 日未満の個人経営体は除く。

個人経営体　＜漁業センサス＞

漁業経営体のうち、非法人の個人・世帯

団体経営体　＜漁業センサス＞

個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。

経営体階層　＜漁業センサス＞

漁業経営体が調査期日前１年間に営んだ漁業種類のうち、最も販売金額の多かった漁業種類及び調査期日前１年間に使用した漁船のトン数により、決定したもの

漁業就業者　＜漁業センサス＞

満 15 歳以上で、調査期日前１年間に自営漁業の海上作業に年間 30 日以上従事した者

内水面漁業経営体　＜漁業センサス＞

共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼における水産動植物の採捕の事業、又は内水面における養殖の事業を、調査期日前１年間に、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として営んだ世帯又は事業所

保有漁船　＜漁業センサス＞

調査期日前１年間に使用した漁船のうち、調査日現在漁業経営体が管理運営している漁船（他から借りている漁船は含め、他に貸している漁船は含まない。）

海面漁業　＜海面漁業生産統計調査＞

海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において水産動植物を採捕する事業（くじら及びいるか以外の海獣を猟獲する事業を除く。）

上場水揚量　＜水産物流通調査＞

調査区内の卸売市場において、せり、入札、相対等によって取引された数量

卸売価格　＜水産物流通調査＞

卸売市場における取扱金額を上場水揚量で除して算出した１キログラム当たりの平均価格

水産加工品　＜水産加工統計調査＞

水産動植物を主原料（原料割合で 50%以上）として製造された食用加工品及び生鮮冷凍水産物。ただし、この調査においては、水産物つくだ煮類及び塩辛類以外の水産缶詰・瓶詰、寒天及び油脂・飼肥料は調査対象としていない。生産量は、製品（出荷、販売ができる形態）となった時点の製品重量とする。このため、例えば同一加工場において、かつおからかつお節を製造し、更にけずり節を製造した場合は、けずり節の生産量のみを計上している。ただし、生鮮品を凍結した後に加工した場合には、生鮮冷凍水産物及び水産加工品の該当加工品として、それぞれに計上する。なお、生産量は板付かまぼこの板などの不可食部分の重量、あるいはつくだ煮、塩辛の缶・瓶等の重量を除いた内容重量とする。

第９章 鉱工業

医薬品　＜薬事工業生産動態統計調査＞

医薬品医療機器法に規定する医薬品（原薬たる医薬品、専ら動物のために使用されることが目的とされているもの及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則に規定する薬局製造販売医薬品を除く。）

医療用医薬品　＜薬事工業生産動態統計調査＞

医師若しくは歯科医師によって使用され、又はこれらの者の処方せん若しくは指示によって使用されることを目的として供給される医薬品

要指導医薬品・一般用医薬品　＜薬事工業生産動態統計調査＞

医療用医薬品以外の医薬品（一般消費者が薬局で処方せんなしで購入できる医薬品）

配置用家庭薬　＜薬事工業生産動態統計調査＞

要指導医薬品・一般用医薬品のうち、主として配置用家庭薬に用いることを目的とする医薬品

供給量　＜塩需給実績＞

登録業者による国内製造数量及び輸入された塩（輸入された塩をもとにして製造された塩を含む。）の合計

第 10 章 建設業

受注及び受注高　＜建設工事受注動態統計調査（大手 50 社）＞

請負契約したときをもって受注したものとし、１件の請負契約を１件の受注高とする。

小口工事　＜建設工事受注動態統計調査（大手 50 社）＞

１件の受注高が 1000 万円未満の工事で、発注者別、工事種類別に分類しがたい工事

完成工事高　＜建設工事施工統計調査＞

決算期内に工事が完成し、その引渡しが完了したものについての最終請負高（請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高）及び未完成工事を工事進行基準により収益に計上する場合における決算期中出来高相当額

新設　＜建築着工統計調査＞

住宅の新築（旧敷地以外の敷地への移転を含む。）、増築又は改築によって住宅の戸が新たに造られる工事

除却建築物　＜建築物滅失統計調査＞

老朽、増改築等により除却される建築物

災害建築物　＜建築物滅失統計調査＞

火災、風水災、震災等により失われた建築物

全焼、全壊、全流失　＜建築物滅失統計調査＞

大部分焼失、倒壊又は流失して復旧しにくいもの。被害の割合は、主要構造部の 100%～50%

半焼、半壊、半流失　＜建築物滅失統計調査＞

一部分焼失、倒壊若しくは流失し又は被害が甚だしいが、大修繕によって復旧するもの。被害の割合は、主要構造部の 50%～20%

第 11 章 エネルギー・水

電気事業　＜電気事業便覧＞

電気事業法に基づく、小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業、発電事業及び特定卸供給事業

小売電気事業

小売供給を行う事業（一般送配電事業、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。）

一般送配電事業

自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給（振替供給及び接続供給をいう。）及び電力量調整供給を行う事業

送電事業

自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により一般送配電事業者又は配電事業者に振替供給を行う事業（一般送配電事業に該当する部分を除く。）であって、その事業の用に供する送電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するもの

特定送配電事業

自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物により特定の供給地点において小売供給又は小売電気事業、一般送配電事業若しくは配電事業を営む他の者にその小売電気事業、一般送配電事業若しくは配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）

発電事業

自らが維持し、及び運用する発電等用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電し、又は放電する事業であって、その事業の用に供する発電等用電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するもの

低圧　＜電気事業便覧＞

直流 750V 以下、交流 600V 以下

高圧　＜電気事業便覧＞

直流では、750V を超え、7,000V 以下。交流では、600V を超え、7,000V 以下

特別高圧　＜電気事業便覧＞

7,000V を超えるもの

ガス事業　＜ガス事業便覧／ガス事業生産動態統計調査＞

ガス事業法に基づく、ガス小売事業、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業及びガス製造事業

ガス小売事業

小売供給を行う事業（一般ガス導管事業、特定ガス導管事業及びガス製造事業に該当する部分を除く。）

一般ガス導管事業

自らが維持し、及び運用する導管によりその供給区域において託送供給を行う事業（ガス製造事業に該当する部分及び経済産業省令で定める要件に該当する導管により供給するものを除く。）をいい、当該導管によりその供給区域における一般の需要（ガス小売事業者から小売供給を受けているものを除く。）に応ずるガスの供給を保障するための小売供給を行う事業（ガス製造事業に該当する部分を除く。）を含むもの

水道　＜水道統計＞

水道事業による、（1）上水道（計画給水人口が 5,001 人以上の水道）、（2）簡易水道（計画給水人口が 101 人以上 5,000 人以下の水道）、（3）専用水道（計画給水人口が 101 人以上の自家用水道）、（4）水道用水供給事業（水道事業者に対してその用水を供給する事業）がある。

工業用水　＜経済構造実態調査（製造業事業所調査）＞

事業所内で工業生産のために使用される用水。従業者の飲料水及び雑用水を含むが、動力として使用される水（水車や水力発電機を稼働させる水など）は除く。なお、１日当たりの用水量とは、１年間に事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったものをいう。

農業用水　＜日本の水資源の現況＞

（1） 水稲等の生育等に必要な水田かんがい用水、（2） 野菜、果樹等の生育等に必要な畑地かんがい用水及び（3） 牛、豚、鶏等の家畜飼育等に必要な畜産用水の総称で、これのうち、水田かんがい用水が大部分を占めている。

第 12 章 情報通信

従業者　＜情報通信業基本調査＞

常時従業者と臨時雇用者を合わせたもの

常時従業者　＜情報通信業基本調査＞

有給役員、常用雇用者（正社員・正職員、パート・アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず期間を定めずに、又は１か月以上の期間を定めて雇用している者）

臨時雇用者　＜情報通信業基本調査＞

１か月未満の期間を定めて雇用している者及び日々雇い入れている者

消費者向け電子商取引（BtoC-EC）　＜電子商取引に関する市場調査＞

企業と消費者間での電子商取引による取引金額。消費者への販売とは家計が費用を負担するものを指し、消費財であっても個人事業者の事業用途の物品購入は原則として含まれない。

企業間電子商取引（BtoB-EC）　＜電子商取引に関する市場調査＞

企業間又は企業と政府（中央官庁及び地方公共団体）間で、電子商取引を利用して受発注を行った財・サービスの取引金額。対価を支払うのは企業又は政府であり、対価の受取側は企業となる。企業には個人事業者も含まれる。

ケーブルテレビ　＜ケーブルテレビの現状＞

テレビジョン放送による有線一般放送（有線電気通信設備を用いて行われる一般放送）。平成 23 年６月 30 日施行の放送

法等の一部を改正する法律により、有線テレビジョン放送法、電気通信役務利用放送法等が廃止され、放送法に統合された。

無線局　＜情報通信統計データベース＞

無線電信、無線電話その他電波の送受のための電気的設備及びこれらの無線設備の操作を行う者の総体

第 13 章 運輸・観光

総延長　＜道路統計調査＞

道路法の規定に基づき指定又は認定された路線の全延長

実延長　＜道路統計調査＞

総延長から重用延長（上級の路線に重複している区間）、未供用延長（供用開始の告示がなされていない区間）及び渡船延長（海上、河川、湖沼部分で渡船施設があり、道路法の規定に基づき供用開始されている区間）を除いた延長

規格改良済　＜道路統計調査＞

道路構造令（昭和 46 年３月 31 日以前の改築は旧道路構造令、昭和 34 年３月 31 日以前の改築は道路構造令細則案）の規格に適合する道路。地方公共団体が条例で定めた規格に適合した都道府県道及び市町村道も規格改良済として取り扱う。

JR 旅客会社　＜鉄道輸送統計調査／鉄道統計年報＞

北海道、東日本、東海、西日本、四国及び九州の各旅客鉄道株式会社

民鉄（JR 以外）　＜鉄道輸送統計調査／鉄道統計年報＞

JR 以外の鉄・軌道事業者

うち大手

東武、西武、京成、京王、小田急、東急、京浜急行、相模、名古屋、近畿日本、南海電気、京阪電気、阪急、阪神電気、西日本鉄道及び東京地下鉄

うち中小

大手及び公営以外の鉄・軌道事業者

うち公営

地方公共団体の鉄・軌道事業者

幹線　＜航空輸送統計調査＞

札幌、東京、成田、大阪、関西、福岡、那覇の各空港を相互に結ぶ路線

ローカル線　＜航空輸送統計調査＞

幹線以外の各路線

訪日外客　＜訪日外客統計＞

国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。乗員上陸数（航空機・船舶の乗務員）は含まない。

観光客　＜訪日外客統計＞

短期滞在の入国者から商用客を引いた入国外国人。親族友人訪問を含む。

外国人旅行　＜主要旅行業者の旅行取扱状況＞

外国人の訪日旅行

延べ宿泊者数　＜宿泊旅行統計調査＞

各日の全宿泊者数を足し合わせた数。宿泊した子供や乳幼児も一人としている。

旅行　＜旅行・観光消費動向調査＞

出かけた先における活動内容にかかわらず、日常生活圏を離れたところに出かけること。

第 14 章 卸売業・小売業

年間商品販売額（法人組織の事業所のみ）　＜経済センサス - 活動調査＞

調査期日前年１月１日から 12 月 31 日までの１年間の有体商品の販売額。土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算出している。原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、消費税込みに補正した上で集計している。

セルフサービス方式（法人組織の小売業のみ）　＜経済センサス - 活動調査＞

セルフサービス方式とは、当該事業所の売場面積の 50%以上について、次の三つの条件を兼ね備えている場合をいう。
（１）客が値札等により各商品の値段が分かるような表示方式をとっている
（２）店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっている

（3）売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払を行うシステムになっているセルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店などがある

年間商品販売額　＜経済構造実態統計調査＞

購入した商品を販売した額。そのうち、購入した商品を別の業者に販売したものを「卸売販売額」、個人や家庭に販売したものを「小売販売額」としている。「年間商品販売額」は内訳となるこれらの合計となる。

商品販売額　＜商業動態統計調査＞

店頭販売のほか、カタログや新聞･雑誌･テレビ･ラジオ･インターネット等で広告を行い、通信手段によって個人からの注文を受け、商品を販売する事業、家庭等を訪問し個人への物品販売又は販売契約する事業等（以下「インターネット等による通信販売等」という。）の販売額も含まれる。なお、店舗を持たず、インターネット等による通信販売等を行う場合は「無店舗小売業」に分類される。また、店舗を持つ小売業者がインターネット等による通信販売等を併せて行う場合は、取り扱う商品の種類及び販売額の多寡により該当する小売業業種に分類される。

期末商品手持額　＜商業動態統計調査＞

調査月（3月、6月、9月及び12月）末日現在で企業又は事業所が販売の目的で保有している手持商品の金額。手持商品の評価は、原則として仕入原価による。

百貨店　＜商業動態統計調査＞

日本標準産業分類の百貨店、総合スーパー（561）のうちスーパーに該当しない事業所で、かつ、売場面積が東京都特別区及び政令指定都市で3,000平方メートル以上、その他の地域で1,500平方メートル以上の事業所

スーパー　＜商業動態統計調査＞

売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用し、かつ、売場面積が1,500平方メートル以上の事業所。ただし、商業動態統計調査の家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンターの調査対象企業の傘下事業所で、調査対象となっている事業所を除く。

第15章 サービス産業

事業所　＜サービス産業動態統計調査＞

経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えているもの
（1）経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること
（2）物の生産や販売、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること

企業等　＜サービス産業動態統計調査＞

「企業」とは、事業活動を行う法人（外国の会社を除く。）又は個人経営の事業所（個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業となる。）。「企業等」とは、企業及び国・地方公共団体が運営する公営企業等を一部含めたもの

事業活動の産業　＜サービス産業動態統計調査＞

事業所・企業等が行う事業活動を単位とした産業分類である。企業等においては個々の事業活動ごとに、事業所においては、単一の事業活動を行っているとみなし、当該事業所の主要な事業活動により分類している。

事業所・企業等の産業　＜サービス産業動態統計調査＞

事業所・企業等を単位とした産業分類である。企業等においては傘下事業所を含めた当該企業等全体の主要な事業活動、事業所においては当該事業所の主要な事業活動により分類している。

売上（収入）金額　＜サービス産業動態統計調査＞

事業所・企業等において、サービス等を提供した対価として得られたもの（消費税等の間接税を含む。）で、仕入高や給与などの経費を差し引く前の金額。ただし、預金・有価証券などから生じた事業外の利子・配当収入、事業外で有価証券、土地・建物などの売却収入、借入金などは除く。なお、売上（収入）金額には、事業所・企業等を単位とした集計と事業活動別の集計がある。

従業者　＜サービス産業動態統計調査＞

当該事業所・企業等に所属して働いている全ての人をいう。したがって、送出者（他の会社などの別経営の事業所・企業等へ出向又は派遣している人）も含まれる。一方、当該事業所・企業等で働いている人であっても、受入者（他の会社などの別経営の事業所・企業等から出向又は派遣されている人）は含めない。

事業従事者　＜サービス産業動態統計調査＞

当該事業所・企業等で実際に働いている人（送出者を含まず、受入者を含む。）をいう。

郵便　＜日本郵政グループ統合報告書ディスクロージャー誌＞

郵便は、郵便法に基づき日本郵便株式会社が行う事業。日本郵便株式会社で取り扱っている引受郵便物等には郵便物と荷物とがある。郵便物には内国郵便物及び国際郵便物があり、内国郵便物は普通郵便物と特殊郵便物（書留、速達、配達証明等）に分かれている。また、荷物にはゆうパック及びゆうメールがある。

第 16 章 金融・保険

基準貸付利率　＜日本銀行統計（日本銀行関連統計）＞

現在、各種の金利は金融市場における裁定行動によって決まっている。こうした状況の下、かつての公定歩合は、現在、基準貸付利率と呼ばれ、補完貸付制度（日本銀行が予め定めた条件に基づき、貸付先からの利用申込みを受けて、担保の範囲内で受動的に実行する貸付制度）の適用金利として、無担保コールレート（オーバーナイト物）の上限を画する役割を担う。

国内銀行　＜日本銀行統計（民間金融機関の資産・負債／預金・貸出関連統計）＞

銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行（日本銀行及び政府関係機関を除く。）のこと。

貸出金　＜日本銀行統計（預金・貸出関連統計）＞

割引手形、手形貸付、証書貸付及び当座貸越の４種類。コールローン、買入手形、外国為替勘定等は除く。

住宅資金　＜日本銀行統計（預金・貸出関連統計）＞

割賦返済方式分の個人（事業目的を除く。）に対する住宅購入資金の貸出。「割賦返済」は、２か月以上にわたり、かつ３回以上に分割して返済されるものをいう。個人住宅の建築・改築・購入資金のほか、宅地のみの購入資金も含む。

消費財・サービス購入資金　＜日本銀行統計（預金・貸出関連統計）＞

個人（事業目的を除く。）に対する消費財・サービス購入資金の貸出。割賦返済方式分とカードローン等（カードローン（当座貸越方式）、応急ローン及びカードキャッシング）の合計。使途を特定しない一般消費資金を含む。

長・短期プライムレート　＜日本銀行統計（預金・貸出関連統計）＞

一般に、長期プライムレートとは金融機関が優良企業向けの長期貸出（１年以上の期間の貸出）に適用する最優遇金利、短期プライムレートとは、金融機関が優良企業向けの短期貸出（１年未満の期間の貸出）に適用する最優遇金利を指す。

手形交換高　＜電子交換所における手形交換高などの統計＞

参加銀行が顧客から取立委任を受けた手形・小切手等のうち電子交換所を通じて取立てを行った手形・小切手等の枚数・金額をそれぞれ合計したもの

他行宛手形交換高　＜電子交換所における手形交換高などの統計＞

他の参加銀行を支払場所とする手形・小切手等の枚数・金額それぞれの合計

行内分手形交換高　＜電子交換所における手形交換高などの統計＞

自行を支払場所とする手形・小切手等の枚数・金額それぞれの合計

不渡情報登録状況　＜電子交換所における手形交換高などの統計＞

参加銀行を支払場所とする手形・小切手のうち支払に応じられない手形・小切手を「不渡手形」という。不渡手形のうち、取引停止処分の対象となるものについて、参加銀行が電子交換所に登録した情報の状況（件数・金額）を合計したもの。なお、「件数」は、不渡手形の枚数を示している。

不渡報告等掲載件数　＜電子交換所における手形交換高などの統計＞

１回目の不渡に係る振出人等については「不渡報告」に、取引停止処分を受けた振出人等については「取引停止報告」にそれぞれ掲載して参加銀行宛て通知される。「不渡報告等掲載件数」は、不渡報告と取引停止報告の両統計をまとめて指す。

TOPIX（東証株価指数）　＜統計月報＞

日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークである。また、基準日（昭和 43 年１月４日）の時価総額を 100 として、その後の時価総額を指数化したもの

日経平均株価　＜日経平均プロフィル＞

株式会社日本経済新聞社が算出及び公表している、東京証券取引所のプライム市場に上場する 225 銘柄を選定し、その株価を使って算出する株価平均型の指数

第 17 章 環境

温室効果ガス　＜温室効果ガス排出・吸収量＞

大気中の熱（赤外線）を吸収する性質を持つガス。大気中の温室効果ガスが増えると、温室効果が強くなり、より地表付近の気温が上がり、地球温暖化につながる。世界全体や各国における温室効果ガス排出量を把握するために作成されている「温室効果ガスインベントリ」では、二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF_6）及び三ふっ化窒素（NF_3）の７種の温室効果ガスの排出量を算定している。

分別収集　＜容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等の実績について＞

容器包装リサイクル法における「分別収集」とは、容器包装廃棄物を資源としてリサイクルするために、分別して収集し、必要に応じて分別、圧縮、梱包等を行う一連の過程をいう。

大気汚染物質　＜大気汚染状況について＞

大気汚染物質（有害大気汚染物質等を除く。）に係る常時監視の対象物質は環境基準が設定されている６物質。環境基準とは、環境基本法に基づき設定される、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であ

り、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント（0x）、二酸化硫黄、一酸化炭素、微小粒子状物質(PM2.5)の大気汚染物質に設定されている。

有効測定局　＜大気汚染状況について＞

環境基準適用局のうち年間測定時間が 6,000 時間以上（光化学オキシダントを除く。）の測定局をいい、微小粒子状物質の有効測定局は、測定している機器が標準測定法と等価性のあるもので、かつ年間測定日数が 250 日以上の測定局をいう。

類型指定水域　＜公共用水域水質測定結果＞

国又は都道府県が、水域群（河川、湖沼及び海域）別に、利水目的等に応じて環境基準の類型指定を行った水域

公害　＜公害苦情調査＞

環境基本法（第２条第３項）により、（１）事業活動その他の人の活動に伴って生ずる、（２）相当範囲にわたる、（３）大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、（４）人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること、と定義されており、（３)に列挙される７種類の公害は、典型７公害と呼ばれる。

第 18 章 科学技術

研究者一人当たりの研究費　＜科学技術研究調査＞

各年度末現在の研究者数で、当該年度の研究費を除した値

国際技術交流　＜科学技術研究調査＞

外国との間における特許権、ノウハウの提供や技術指導等、技術の提供又は受入れをいい、技術貿易ともいう。国際技術交流に関しては企業のみを調査対象としている。

技術輸出・輸入額　＜科学技術研究調査＞

国際技術交流に係る対価受取額又は支払額

産業財産権　＜特許行政年次報告書＞

特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の総称。これらの権利は、特許庁に出願し登録されることによって、一定期間、独占的に実施（使用）できる権利となる。

特許権　＜特許行政年次報告書＞

自然法則を利用した、新規かつ高度で産業上利用可能な発明を保護する権利。権利期間は出願から 20 年、一部出願から 25 年

実用新案権　＜特許行政年次報告書＞

物品の形状、構造、組合せに関する考案を保護する権利。権利期間は出願から 10 年

意匠権　＜特許行政年次報告書＞

独創的で美感を有する物品の形状、模様、色彩等のデザインを保護する権利。権利期間は登録から始まり、出願から最長 25 年で終了

商標権　＜特許行政年次報告書＞

商品・サービスを区別するために使用するマーク（文字、図形など）を保護する権利。権利期間は登録から 10 年で終了するが、存続期間を何度でも更新することが可能

第 19 章 労働・賃金

労働力人口　＜労働力調査＞

15 歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者　＜労働力調査＞

従業者と休業者を合わせたもの

従業者　＜労働力調査＞

調査週間中収入を伴う仕事を１時間以上した者（家族従業者は、無給であっても仕事をしたとする。）

休業者　＜労働力調査＞

仕事を持ちながら、調査期間中に少しも仕事をしなかった者のうち、雇用者で、給料・賃金（休業手当を含む。）の支払を受けている者又は受けることになっている者、自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから 30 日にならない者。なお、家族従業者で調査週間中に少しも仕事をしなかった者は、休業者とはならず、完全失業者又は非労働力人口のいずれかとなる。

完全失業者　＜労働力調査＞

次の三つの条件を満たす者
（１）仕事がなくて調査週間中に少しも仕事をしなかった（就業者ではない。）
（２）仕事があればすぐ就くことができる
（３）調査週間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む。）

非労働力人口　＜労働力調査＞

15 歳以上人口のうち、就業者と完全失業者以外の者

現金給与総額　＜毎月勤労統計調査＞

きまって支給する給与と特別に支払われた給与の合計額

きまって支給する給与　＜毎月勤労統計調査＞

労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。

特別に支払われた給与　＜毎月勤労統計調査＞

労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの
（1）夏冬の賞与、期末手当等の一時金
（2）支給事由の発生が不定期なもの
（3）３か月を超える期間で算定される手当等（６か月分支払われる通勤手当等）
（4）いわゆるベースアップの差額追給分

きまって支給する現金給与額　＜賃金構造基本統計調査＞

労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって６月分として支給された現金給与額。手取り額でなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額。現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、超過労働給与額も含まれる。１か月を超え、３か月以内の期間で算定される給与についても、６月に支給されたものは含まれ、遅払いなどで支払いが遅れても、６月分となっているものは含まれる。給与改訂に伴う５月分以前の追給額は含まれない。現金給与のみであり、現物給与は含んでいない。

所定内給与額　＜賃金構造基本統計調査＞

きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額。超過労働給与額とは、次の給与の額
（1）時間外勤務手当　所定労働日における所定労働時間外労働に対して支給される給与
（2）深夜勤務手当　深夜の勤務に対して支給される給与
（3）休日出勤手当　所定休日の勤務に対して支給される給与
（4）宿日直手当　本来の職務外としての宿日直勤務に対して支給される給与
（5） 交替手当　臨時に交替制勤務の早番あるいは後番に対して支給される交替勤務給など、労働時間の位置により支給される給与

短時間労働者　＜賃金構造基本統計調査＞

同一事業所の一般の労働者より 1 日の所定労働時間が短い又は 1 日の所定労働時間が同じでも 1 週の所定労働日数が少ない労働者

従業員　＜職種別民間給与実態調査＞

常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者（年齢が 61 歳以上の者を含み、臨時の者を除く。）

きまって支給する給与　＜職種別民間給与実態調査＞

基本給はもとより、年齢給、勤続給、地域給、寒冷地手当、能率給、家族手当、住宅手当、精勤手当、職務手当、通勤手当、役付手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当等月ごとに支給される全ての給与を含めたもの

所定労働時間　＜就労条件総合調査＞

就業規則等で定められた始業時刻から終業時刻までの時間から、休息時間を差し引いた労働時間

年間休日総数　＜就労条件総合調査＞

企業１年間分の休日の合計日数をいう。休日とは、就業規則、労働協約又は労働契約等において、労働義務がないとされた週休日（日曜日、土曜日などの会社指定の休日）及び週休日以外の休日（国民の祝日・休日、年末年始、夏季休暇、会社記念日などで会社の休日とされている日）をいう。ただし、年次有給休暇分や雇用調整、生産調整のための休業分は含まれない。

有業者　＜就業構造基本調査＞

ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日以降も続けていくことになっている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる者。なお、家族が自家営業（個人経営の商店、工場や農家など）に従事した場合は、その家族が無給であっても、自家の収入を得る目的で仕事をしたことになる。また、仕事があったりなかったりする人や、忙しい時だけ家業を手伝う人などで、「ふだんの就業状態」がはっきり決められない場合は、おおむね、１年間に 30 日以上仕事をしている場合を、有業者とした。

無業者　＜就業構造基本調査＞

ふだん全く仕事をしていない者及び臨時的にしか仕事をしていない者

一般　＜職業安定業務統計（一般職業紹介状況）＞

常用及び臨時・季節を合わせたもの

　常用

　雇用契約において雇用期間の定めがないか又は４か月以上の雇用期間の定められているもの（季節労働を除く。）

臨時・季節

臨時とは、雇用契約において１か月以上４か月未満の雇用契約期間が定められている仕事。季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（４か月未満、４か月以上の別を問わない。）を定めて就労するもの

パートタイム　＜職業安定業務統計（一般職業紹介状況）＞

１週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用されている通常の労働者の１週間の所定労働時間に比し短いもの

労働生産性指数　＜生産性統計＞

製造業を中心とした鉱工業及び非製造業の物的労働生産性の変化を示すために作成されている。物的労働生産性とは、投下労働投入量当たりの産出量のことで、投下労働投入量はマン・アワー（人・時）で表される。

労働組合　＜労働組合基礎調査＞

労働者が主体となって、自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体及びその連合団体

単位組織組合　＜労働組合基礎調査＞

労働者が個人加入する形式をとり、かつ、下部組織（支部等）を持たない労働組合

単一組織組合　＜労働組合基礎調査＞

労働者が個人加入する形式をとり、かつ、その内部に下部組織（支部等）を有する労働組合

総争議　＜労働争議統計調査＞

争議行為を伴う争議と争議行為を伴わないが解決のため労働委員会等第三者が関与した争議

総参加人員　＜労働争議統計調査＞

争議行為に参加するかしないかにかかわらず労働争議継続期間中における労働組合又は労働者の団体の最大員数

行為参加人員　＜労働争議統計調査＞

実際に争議行為を行った実人員

第 20 章 物価・地価

都市階級　＜消費者物価指数＞

原則として平成 27 年 10 月 1 日現在の人口による。大都市は政令指定都市及び東京都区部、中都市は大都市に分類された市以外の人口 15 万以上 100 万未満の市、小都市Ａは人口５万以上 15 万未満の市、小都市Ｂ・町村は人口５万未満の市及び町村

東京圏　＜都道府県地価調査＞

首都圏整備法による既成市街地及び近郊整備地帯を含む市区町村の区域

大阪圏　＜都道府県地価調査＞

近畿圏整備法による既成都市区域及び近郊整備区域を含む市町村の区域

名古屋圏　＜都道府県地価調査＞

中部圏開発整備法による都市整備区域を含む市町村の区域

三大都市圏　＜都道府県地価調査＞

東京圏、大阪圏及び名古屋圏

地方圏　＜都道府県地価調査＞

三大都市圏を除く地域

第 21 章 住宅・土地

住宅　＜住宅・土地統計調査＞

一戸建の住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたもの。「完全に区画された」とは、コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで、同じ建物の他の部分と完全に遮断されている状態をいう。「一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」とは、次の四つの設備要件を満たしていることをいう。（１） 一つ以上の居住室、（２） 専用の炊事用流し（台所）、（３） 専用のトイレ、（４） 専用の出入口（屋外に面している出入口又は居住者やその世帯への訪問者がいつでも通れる共用の廊下などに面している出入口）。なお、(２)及び(３)については、共用であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できる状態のものを含む。

主世帯、同居世帯　＜住宅・土地統計調査＞

住宅に住んでいる世帯を主世帯と同居世帯とに区分している。１住宅１世帯の場合はその世帯を「主世帯」とし、１住宅２世帯以上の場合はそのうちの主な世帯（家の持ち主や借り主の世帯など）を「主世帯」、他の世帯を「同居世帯」としている。また、単身者が友人と共同でアパートの１室を借りている場合など、１住宅に二人以上の単身者が住んでいる場合は、便宜、そのうちの一人を「主世帯」とし、他の人は一人一人を「同居世帯」としている。

居住面積水準　＜住宅・土地統計調査＞

国民の住生活の安定の確保及び向上の促進が図られるよう、住生活基本計画（全国計画）（令和３年３月閣議決定）に定められた住宅の面積に関する水準

最低居住面積水準

世帯人員に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準

誘導居住面積水準

世帯人員に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準

第 22 章 家計

世帯消費動向指数（CTI ミクロ）　＜消費動向指数＞

世帯における平均消費支出額について、基準年の平均月額を 100 として表す指数である。家計調査の結果に、家計消費状況調査及び家計消費単身モニター調査の結果を合成した金額によって作成している。

総消費動向指数（CTI マクロ）　＜消費動向指数＞

我が国の世帯全体における消費支出総額について、基準年の平均月額を 100 として表す指数である。時系列回帰モデルにより消費支出の総額を推定し、毎月の公表時に、過去に遡って改定している。世帯消費動向指数と推定対象が異なり、総消費動向指数の動きには、世帯数の増減等の影響が含まれる。

第 23 章 社会保障

社会保険　＜社会保障費用統計／保険と年金の動向 2023/2024＞

日本の社会保障制度の中心であり、医療保険、年金保険、介護保険、労働保険から成る。保険の仕組みを利用し、加入者である国民が支払う保険料を財源として、病気や失業などのリスクに備える「共助」の仕組みである。保険者（保険を運営する者）は、国、地方自治体あるいは公的な団体である。被保険者（加入者）については、一定の要件に該当した者は全て強制的に加入する義務を課される。

医療保険　＜社会保障費用統計／保険と年金の動向 2023/2024＞

疾病、負傷、死亡、出産などの短期的な経済的損失について保険給付する制度。主な医療保険制度としては、被用者及びその被扶養者を対象とする健康保険、自営業者など被用者保険に加入していない者を対象とする国民健康保険、75 歳以上の者（65 から 74 歳までの者で後期高齢者医療広域連合から一定の障害認定を受けた者を含む。）を対象とする後期高齢者医療制度、さらに特定職域の被用者を対象とする船員保険、共済組合がある。

年金保険　＜社会保障費用統計／保険と年金の動向 2023/2024＞

老齢、障害及び死亡を主な保険事故とし、原則として各種の年金給付を支給する制度で、労働能力の長期的喪失や生計維持者の死亡について、その本人や遺族の生活を保障しようとする長期保険である。昭和 36 年４月の拠出制国民年金制度の発足以来、国民皆年金の体制になっており、被保険者の老齢、障害又は死亡に際しては、一定の要件に該当すれば、全国民共通の基礎年金が支給される。被用者は国民年金に加え、厚生年金保険に加入し、一定の要件に該当すれば、基礎年金に加えて、厚生年金が支給される。これは報酬比例の年金である。

雇用保険　＜社会保障費用統計／保険と年金の動向 2023/2024＞

昭和 49 年 12 月に雇用保険法が成立し、50 年４月から全面的に施行された。業種や規模にかかわらず、全産業の全労働者（公務員を除く。）を適用対象とする。被保険者である労働者が失業した場合や雇用の継続が困難となる事由が生じた場合などに失業等給付を行い、求職活動を行う間の生活保障と雇用の安定、再就職の援助を行う。また、景気変動による失業を予防し、雇用の安定を図るための雇用安定事業、職業生活の全期間を通じた労働者の能力の開発向上を図るための能力開発事業を行う。

介護保険　＜社会保障費用統計／保険と年金の動向 2023/2024＞

高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加、介護期間の長期化など介護への需要の増加、核家族化や介護する家族の高齢化などの社会状況の変化を踏まえ、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、介護保険法が平成９年に制定され 12 年４月から施行された。介護保険は、市町村が保険者となり、被保険者（40 歳以上の市町村に住所を有する者）は保険料を拠出し、介護が必要な状態になったときに、保険者から介護サービス等の保険給付を受けることができるという仕組みの社会保険である。

要介護者　＜社会保障費用統計＞

要介護状態にある 65 歳以上の者及び要介護状態にある 40 歳以上 65 歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの（特定疾病）によって生じたもの

要支援者　＜社会保障費用統計＞

要支援状態にある 65 歳以上の者及び要支援状態にある 40 歳以上 65 歳未満の者であって、その要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病によって生じたもの

労働者災害補償保険　＜社会保障費用統計／保険と年金の動向 2023/2024＞

労働者災害補償保険法が昭和 22 年２月に成立し、９月から施行された。業務上の事由や通勤による労働者の負傷、疾病、障害及び死亡などに対して迅速かつ公正な保護をするために保険給付を行い、併せて被災労働者の社会復帰の促進、被災

労働者とその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。

医療費　＜医療保険に関する基礎資料＞

医療給付費に患者負担分及び公費負担医療制度併用時の公費負担分を含めたもの

健康保険法第３条第２項被保険者　＜事業年報＞

日々雇い入れられる者あるいは２か月以内の期間を定めて使用される者など、健康保険法第３条第２項の規定による日雇特例被保険者

印紙購入通帳数　＜事業年報＞

健康保険法第３条第８項の規定による日雇労働者を使用する事業主に交付した健康保険印紙購入通帳で、当月末において現に使用されている数

有効手帳所有者数　＜事業年報＞

健康保険法第３条第８項の規定による日雇労働者に交付した被保険者手帳で、当月末において現に使用されている数

保育所型認定こども園　＜社会福祉施設等調査＞

認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能や地域における子育て支援を行う機能を備える施設

小規模保育事業所（Ａ型、Ｂ型、Ｃ型）　＜社会福祉施設等調査＞

保育を必要とする乳児・幼児であって満３歳未満のものについて、保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設において、少人数（定員６人から 19 人まで）を対象に保育を行う事業所

家庭的保育事業所　＜社会福祉施設等調査＞

家庭的保育者の居宅等で、少人数（定員５人以下）を対象に保育を行う事業所

居宅訪問型保育事業所　＜社会福祉施設等調査＞

保育を必要とする乳児・幼児の居宅で、保育を行う事業所

事業所内保育事業所　＜社会福祉施設等調査＞

主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業所

高齢者世帯　＜国民生活基礎調査＞

65 歳以上の者のみで構成するか、又はこれに 18 歳未満の者が加わった世帯

母子世帯　＜国民生活基礎調査＞

死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない 65 歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と 20 歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯

父子世帯　＜国民生活基礎調査＞

死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない 65 歳未満の男（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と 20 歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯

介護老人福祉施設　＜介護サービス施設・事業所調査＞

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が 30 人以上であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

介護老人保健施設　＜介護サービス施設・事業所調査＞

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設

介護医療院　＜介護サービス施設・事業所調査＞

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設

第 24 章 保健衛生

受療率　＜患者調査＞

推計患者数を人口 10 万対で表した数

第 25 章 教育

特別支援学級　＜学校基本調査＞

学校教育法第 81 条に規定された学級で、知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者などを対象として設けられた学級

中学校・義務教育学校・中等教育学校前期課程・特別支援学校（中学部）の進学者　＜学校基本調査＞

各年３月の卒業者のうち高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の本科・ 別科、高等専門学校及び専修学校（高等課程）へ進学した者をいう。また、進学しかつ就職した者を含む。

高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校（高等部）の進学者　＜学校基本調査＞

各年３月の卒業者のうち大学の学部・通信教育部・別科、短期大学の本科・通信教育部・別科、 放送大学（全科履修生）、高等学校・特別支援学校高等部の専攻科及び専修学校（専門課程）へ進学した者をいう。また、進学しかつ就職した者を含む。

高等専門学校・短期大学・大学（学部）・大学院（修士課程・博士課程・専門職学位課程）の進学者　＜学校基本調査＞

各年３月の卒業者のうち大学院研究科、大学学部、短期大学本科及び大学・短期大学の専攻科・別科へ入学した者である。また、進学しかつ就職した者を含む。

高等学校等進学率　＜学校基本調査＞

各年３月の卒業者数に占める高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部の本科・別科及び高等専門学校への進学者（進学しかつ就職した者を含む。）の比率

大学等進学率　＜学校基本調査＞

各年３月の卒業者数に占める大学の学部・通信教育部・別科、短期大学の本科・通信教育部・別科、放送大学（全科履修生） 及び高等学校・特別支援学校高等部の専攻科への進学者（進学しかつ就職した者を含む。）の比率

卒業者に占める就職者の割合　＜学校基本調査＞

各年３月の卒業者数に占める就職者（進学しかつ就職した者を含む。）の比率

地方教育費総額　＜地方教育費調査＞

学校教育費、社会教育費及び教育行政費の合計

学校教育費　＜地方教育費調査＞

地方公共団体が公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校（全日制・定時制・通信制課程)、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校における学校教育活動のために支出した経費

社会教育費　＜地方教育費調査＞

地方公共団体が条例により設置し、教育委員会が所管する社会教育施設の経費及び教育委員会が行った社会教育活動のために支出した経費（体育・文化関係、文化財保護を含む。）

教育行政費　＜地方教育費調査＞

地方公共団体が教育委員会事務局（所管の教育研究所等を含む。）の一般行政事務及び教育委員会の運営のために支出した経費

学習費総額　＜子供の学習費調査＞

学校教育費、学校給食費及び学校外活動費の合計

学校教育費　＜子供の学習費調査＞

学校教育のために各家庭が支出した全経費で、学校が一律に徴収する経費及び必要に応じて各家庭が支出する経費の合計

学校給食費　＜子供の学習費調査＞

幼稚園・小学校・中学校において、完全給食、補食給食、ミルク給食等給食の実施形態にかかわらず、給食費として支払った経費

学校外活動費　＜子供の学習費調査＞

補助学習費及びその他の学校外活動費の合計

補助学習費　＜子供の学習費調査＞

予習・復習・補習などの学校教育に関係する学習をするために支出した経費。ただし、学校で使用するものと共用のものは学校教育費

その他の学校外活動費　＜子供の学習費調査＞

知識や技能を身に付け、豊かな感性を培い、心とからだの健全な発達を目的としたけいこごとや学習活動、スポーツ、文化活動などに要した経費（複数で共有するような物品等は一人当たりの経費）

第 26 章 文化

文化財　＜文化財指定等の件数＞

文化財保護法では、文化財を有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群（町並み）と定義し、これらの文化財のうち、重要なものを文部科学大臣が指定・選定等して、国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として、国の重点的な保護の対象としている。

各個認定　＜文化財指定等の件数＞

重要無形文化財に指定される芸能を高度に体現できる者又は工芸技術を高度に体得している者

総合認定　＜文化財指定等の件数＞

２人以上の者が一体となって芸能を高度に体現している場合や２人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

保持団体認定　＜文化財指定等の件数＞

芸能又は工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

書籍新刊　＜出版指標年報＞

新刊として、委託又は買切条件で出荷されたと推定される部数。重版は除く。

受信契約数　＜放送受信契約数統計要覧＞

放送法の規定に基づき、日本放送協会の放送を受信することのできる受信機を設置した者又は日本放送協会の配信の受信を開始した者と協会との間で締結される放送又は日本放送協会の配信の受信についての契約の数

地上契約　＜放送受信契約数統計要覧＞

地上系によるテレビジョン放送又は日本放送協会の配信の受信についての受信契約

衛星契約　＜放送受信契約数統計要覧＞

衛星系及び地上系によるテレビジョン放送又は日本放送協会の配信の受信についての受信契約

特別契約　＜放送受信契約数統計要覧＞

地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての受信契約

公園　＜都道府県別都市公園整備水準調書／自然公園面積総括表／国民公園及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑＞

自然公園法に基づいて指定された自然公園（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）、昭和 22 年から一般国民に開放され、現在環境省が管理運営している国民公園（皇居外苑、京都御苑、新宿御苑及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑）及び都市公園法に基づいて設置された都市公園

行動者率　＜社会生活基本調査＞

属性人口に対する行動者数の割合

行動者平均時間　＜社会生活基本調査＞

行動の種類別平均時間は、一人１日当たりの平均行動時間。行動者平均時間は、該当する種類の行動をした人のみについての平均

第 27 章 公務員・選挙

在職者　＜一般職の国家公務員の任用状況調査＞

１月 15 日に在職する職員をいい、同日に採用その他の異動により当該機関の職員となった者及び任期の満了により退職した者は在職者に含め、その他の事由により離職した者及び併任に係る官職に就いている者は含めない。

給与法職員　＜一般職の国家公務員の任用状況調査＞

一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員。ただし、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第３条の規定により採用された職員は含まれない。

任期付職員　＜一般職の国家公務員の任用状況調査＞

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の適用を受ける職員（同法第７条第１項の特例俸給表適用の職員及び給与法の俸給表適用の職員の両方を含む。）

任期付研究員　＜一般職の国家公務員の任用状況調査＞

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の適用を受ける職員

行政執行法人　＜一般職の国家公務員の任用状況調査＞

公共上の事務等のうち、その特性に照らし、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、その公共上の事務等を正確かつ確実に執行することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるもの

一般行政部門　＜地方公共団体定員管理調査＞

議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門（教育、公安を除く各種行政委員会を含む。）の総称

公営企業等会計部門　＜地方公共団体定員管理調査＞

病院、水道、下水道、交通、その他（国保事業、収益事業、介護保険事業、その他）の各部門の総称

衆議院議員総選挙　＜衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調＞

任期満了（４年）によるものと任期満了前の解散によって行われるものに分けられ、小選挙区選挙と比例代表選挙がある。

参議院議員通常選挙　＜参議院議員通常選挙結果調＞

３年ごとに任期満了（６年）による議員定数の半数を選ぶための選挙で、比例代表選挙と選挙区選挙がある。

一般選挙　＜地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等＞

都道府県や市区町村（地方公共団体）の議会の議員全員を選ぶための選挙で、任期満了（４年）のほか、議会の解散などによって議員又は当選人の全てがいなくなった場合に行われる。

地方公共団体の長の選挙　＜地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等＞

都道府県知事や市区町村長など地方公共団体の長を選ぶための選挙で、任期満了（４年）のほか、住民の直接請求（リコール）による解職や、不信任議決による失職、死亡、退職、被選挙権の喪失による失職の場合などにも行われる。

統一地方選挙　＜地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等＞

地方公共団体の長と議会の議員の選挙を、全国的に期日を統一して行う選挙で、有権者の選挙への意識を全国的に高め、また、選挙の円滑かつ効率的な執行を図る目的で、昭和 22 年以降４年ごとに行われている。

第 28 章 司法・警察

刑法犯　＜犯罪統計／検察統計／矯正統計＞

刑法、爆発物取締罰則、決闘罪ニ関スル件、暴力行為等処罰ニ関スル法律、盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律、航空機の強取等の処罰に関する法律、火炎びんの使用等の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、人質による強要行為等の処罰に関する法律、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法、サリン等による人身被害の防止に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律、公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律、及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律に規定する罪をいう。

認知件数　＜犯罪統計＞

警察において発生を認知した事件の数

検挙件数　＜犯罪統計＞

警察において検挙した事件の数をいい、解決事件の件数を含む。

検挙人員　＜犯罪統計＞

警察において検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件に係る者を含まない。

交通業過　＜犯罪統計＞

道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷罪、危険運転致死傷罪及び自動車運転過失致死傷罪

犯罪少年　＜犯罪統計＞

犯行時及び処理時の年齢がともに 14 歳以上 20 歳未満の少年

触法少年　＜犯罪統計＞

14 歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年

補導人員　＜犯罪統計＞

警察において触法少年として補導した少年の数

特別法犯　＜犯罪統計＞

刑法犯及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律を除く全ての犯罪（条例に規定するものを含む。）

少年　＜犯罪統計＞

犯行時又は被害時の年齢が 19 歳以下の者。したがって、検挙人員に言及する場合、少年の年齢は 14～19 歳となる。

通常受理人員　＜検察統計＞

検察官が認知又は直接受理した事件及び司法警察員（特別司法警察員及び国税庁監察官を含む。）から送致（送付）された事件の人員

民事事件　＜司法統計＞

貸したお金を返してほしいなどの個人間の紛争や、売掛代金に関する企業間の紛争などを解決するための手続に関する事件

行政事件　＜司法統計＞

国や地方公共団体が行った行為に不服がある場合など、行政に関連して生じた争いを解決するための手続に関する事件

刑事事件　＜司法統計＞

窃盗などの犯罪の犯人だと疑われている人の有罪・無罪などを決めるための手続に関する事件

家事事件　＜司法統計＞

離婚や相続など、夫婦や親子関係などの争いごとを解決するための手続に関する事件

少年事件　＜司法統計＞

窃盗などの犯罪をしたと疑われる非行少年について、再非行防止のために最も適した措置を決めるための手続に関する事件

新受刑者　＜矯正統計＞

裁判が確定し、その執行を受けるため、期間中新たに入所した者、死刑の執行を受けた者及び国際受刑者移送法により受入移送した者

少年受刑者　＜矯正統計＞

刑事施設及び少年院に収容されている 20 歳未満の者

第 29 章 災害・事故

自然災害　＜消防白書＞

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り及びその他異常な自然現象

消防力　＜消防白書＞

消防本部・消防署・出張所の数、消防職員数、消防ポンプ自動車数、消防団、消防水利等

火災　＜火災年報＞

人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象。爆発のみで焼き損害のないものを含む。

火災損害　＜火災年報＞

火災によって受けた直接的な損害をいい、焼き損害、消火損害、爆発損害、人的損害（火災による死者及び負傷者）に区分する。消火のために要した経費、焼跡整理費、火災のための休業による損失等の間接的な損害は除く。

焼き損害　＜火災年報＞

火災によって焼けた物及び熱によって破損した物等の損害

消火損害　＜火災年報＞

消火活動によって受けた水損、破損、汚損等の損害

爆発損害　＜火災年報＞

爆発現象の破壊作用により受けた焼き損害、消火損害及び人的損害以外の損害

損害額　＜火災年報＞

り災時における時価により算定することとし、人的損害はこれに含めない。

労働災害　＜労働災害発生状況＞

労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のことで、業務上の負傷、業務上の疾病及び死亡をいう。ただし、業務上の疾病であっても、遅発性のもの（疾病の発生が、事故、災害など突発的なものによるものでなく、緩慢に進行して発生した疾病をいう。例えば、じん肺、鉛中毒症、振動障害などがある。）、食中毒及び感染病は除く。なお、通勤災害による負傷、疾病及び死亡は除く。

死亡（死者）　＜交通事故の発生状況／交通統計年報＞

交通事故によって、発生から 24 時間以内に亡くなった場合（人）

負傷（負傷者）　＜交通事故の発生状況／交通統計年報＞

重傷（重傷者）と軽傷（軽傷者）の合計

重傷（重傷者）　＜交通事故の発生状況＞

交通事故によって負傷し、１か月（30 日）以上の治療を要する場合（人）

軽傷（軽傷者）　＜交通事故の発生状況＞

交通事故によって負傷し、１か月（30 日）未満の治療を要する場合（人）

事故類型　＜交通統計年報＞

事故をまず当事者の種類（人、車両等及び列車）によって分類し、次いで当事者の事故時の行動等（動き、位置及び衝突物等）によって更に細かく分類したもの

第１当事者　＜交通統計年報＞

最初に交通事故に関与した車両等（列車を含む。）の運転者又は歩行者のうち、当該交通事故における過失が重い者をいい、また過失が同程度の場合には人身損傷程度が軽い者

鉄道運転事故　＜鉄道統計年報＞

列車衝突、列車脱線、列車火災、踏切障害、道路障害、鉄道人身、鉄道物損の事故

列車事故　＜鉄道統計年報＞

列車衝突、列車脱線、列車火災の事故

海難　＜レポート海難審判＞

（１）船舶の運用に関連した船舶又は船舶以外の施設の損傷、（２）船舶の構造、設備又は運用に関連した人の死傷、（３）船舶の安全又は運航の阻害

海難審判所　＜レポート海難審判＞

海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する懲戒を行うための海難の調査及び審判を行うことを任務とする。

旅客船　＜レポート海難審判＞

定期旅客船、カーフェリー、連絡船等、主として旅客の運送に従事する船舶で、旅客定員が 12 人を超えるもの

貨物船　＜レポート海難審判＞

コンテナ船、自動車運搬船、砂利運搬船等、主として貨物の輸送に従事する船舶（油送船を除く。）

漁船　＜レポート海難審判＞

漁ろう船、さけ・ます母船、漁獲物運搬船等、漁船法第２条第１項第１号から第３号までに定める船舶

第 30 章 国際統計

貿易方式　＜世界貿易機関統計＞

貿易を記録するには、一般的に「一般貿易方式」又は「特別貿易方式」が用いられる。各方式の定義は次のとおりである。輸送途中で通過しただけ、又は積み替えられただけの商品は計上されない。

一般貿易方式

（１）輸入

国内での消費を目的とする商品の輸入及び外国商品の保税倉庫への搬入の合計

（２）輸出

国産品の輸出、市場に流通していた外国商品の再輸出及び保税倉庫に保管されていた外国商品の再輸出の合計

特別貿易方式

（１）輸入

国内での消費を目的とする商品の輸入及び国内での消費を目的とする外国商品の保税倉庫からの搬出の合計

（２）輸出

国産品の輸出及び市場に流通していた外国商品の再輸出の合計